



建築物点検シリーズⅠ 敷地編その1

営繕とうほく105号にて掲載を予告しましたとおり、今号より建築物点検シリーズが始まります！

点検対象の建築物の範囲や点検シートの見方はもうおわかりでしょうか。

もし、わからない場合には前号の営繕とうほく105号の6ページをどうぞご覧下さい。

または、保全ニュースとうほくのホームページでもバックナンバーを掲載しておりますので、そちらにアクセスして頂いてもご覧になれます。



(大手検索サイトで「保全ニュース」と入力し検索すると上位にヒットします。)

なお、今回は建築物点検マニュアルの中から「敷地」と「ます」にポイントをしばってご紹介いたします。

これからも、点検に役立つポイントについて継続的に掲載していきますので、建築物点検シリーズをどうぞ宜しくお願いいたします。

部位：敷地 		劣化現象等
方法：【目視】	法定点検周期 3年	<ul style="list-style-type: none"> ・不陸や傾斜、亀裂、陥没、隆起等がないか ・舗装仕上げ材のはく離等の損傷はないか。
		対応策・応急措置等
		<ul style="list-style-type: none"> ・つまずき防止の注意喚起表示や、はく離している部分への立ち入り禁止策を講じる。 ・不陸の原因を追及しその原因の再発防止を考慮した補修を行う。



部位：ます 		劣化現象等
方法：【目視】	法定点検周期 1年	<ul style="list-style-type: none"> ・電気ハットホルル内に水が溜まっていて、漏電などのおそれがないか。 ・貫通部の止水材（シリング材）の浮き又は脱落がないか。
		対応策・応急措置等
ハンドホール（ふたを開けた状態）		<ul style="list-style-type: none"> ・貫通部の止水材の浮き等が原因で水が溜まる場合は止水材をやり替える。 ・点検時は開口部への落下等に注意する。

